

総 第 1 7 4 号  
令和6年4月19日

各私立高等学校等設置者  
各私立高等学校等専攻科設置者 様

島根県総務部総務課長  
(公印省略)

「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」  
制度の周知について（依頼）

本県の私学行政につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、標記給付金について、島根県内に保護者等が在住し、生徒が島根県外の学校に在学している場合、保護者等が島根県へ直接交付申請を行うこととしております。

昨年度に引き続き、新入生に対する前倒し給付及び家計急変世帯への支援を実施することとし、受付を下記のとおり行っております。

つきましては、保護者等が島根県内に在住する生徒が貴校に在学しておられましたら、別添のリーフレット等を配布する等により、制度の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、新入生に対する早期給付は、7月分以降については改めて申請を行っていただく必要があること、また、今回申請しない場合は、従来通りの7月1日を基準日とする申請で年額の支給が受けられることとなっておりますので、御留意願います。

記

1. 申請期限

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ・新入生に対する前倒し給付申請         | <u>令和6年6月3日（月）まで</u>  |
| ・家計急変世帯の申請 <u>（第1次）</u> | <u>令和6年7月31日（水）まで</u> |
| <u>（第2次）</u>            | <u>令和7年1月31日（金）まで</u> |

2. 島根県HP（申請様式等ダウンロード掲載先）

「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金について」  
[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shiritsu\\_shogaku\\_kyufukin.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shiritsu_shogaku_kyufukin.html)

【裏面へ続きます】

3. 提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

島根県 総務部総務課 私学・県立大学室

【担当】福原・林・三宅

TEL : 0852-22-5017、6050

FAX : 0852-22-6168

E-mail : [fukuhara-tamotsu@pref.shimane.lg.jp](mailto:fukuhara-tamotsu@pref.shimane.lg.jp)